

## 輸入(納稅)申告書

(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)

申告年月日

IC	IS	IM	IA	BP
RE-IMP	ISW	IMW	IAC	IBP

あて先

長殿 船（取）卸港

輸入者  
住所氏名印  
電話番号

### 積載船（機）名

代理人印號  
住所氏名番號  
電話

積出地

仕出人  
住所 氏名

蔵入 移入又は紹介入生

添付書類(許可・承認・申請等)輸入承認又は契約許可番号	納期限の延長に係る事項			延長しない税額	※許可・承認印・許可・承認年月日
	関 税	包 (税額) 個 (税額) (納期限)	円 (特定月) 年 月 日		
※税問記入欄	消 ・ 地 税	包 (税額) 個 (税額) (納期限)	円 (特定月) 年 月 日	円	
	税	個 (税額) (納期限)	円 (特定月) 年 月 日	円	
	税	個 (税額) (納期限)	円 (特定月) 年 月 日	円	

- (注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。  
2. この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかつたときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税關長の調査により、この申告による税額等を更正することができます。  
3. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税關長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

(規格A4)

## 輸入(納税)申告書 (つづき)

(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)

申告番号	
船(取)卸港符号	
船(機)籍符号	
貿易形態別符号	
原産国(地)符号	
輸入者符号	
※ (調査用符号)	

**備考**：用紙の大きさは縦297ミリメートル、横210ミリメートル(日本産業規格A列4番)とする。

(規格A4)

税関様式C 第5604号

## 知的財産侵害疑義物品認定依頼書

取扱注意

令和 年 月 日  
 認定依頼 第 号  
 (認定依頼書番号)

○○○知的財産調査官 殿  
 (知的財産担当官)

発見部門の長 (官職)  
 (氏名)

下記の物品は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)に該当すると思料されるので、該否の認定を依頼します。

記

品 名	数 量	内 容
輸出申告(税関提示)年月日	令和 年 月 日	
輸出申告(郵便物)番号		
発見年月日	令和 年 月 日	
輸出申告者名 [又は差出人名]	(住所) (氏名) (職業)	
発見部門の所見		

(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。

(規格A4)

## 認定手続開始通知書（輸出者用）

令和 年 月 日  
開始通知 第 号  
(開始通知書番号)  
殿

(税関官署の長) 印

貴殿が令和 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

## 記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和 年 月 日		
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸出差止申立て	有	無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日		

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注：裏面2及び3参照]

- 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかるわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
- 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
- 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10営業日（延長があった場合は20営業日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
- 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。
- 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
  - (1) 特許権、実用新案権、意匠権、著作権、著作隣接権、育成者権については、業として輸出されるものでないもの
  - (2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸出するものでないもの

(注) 上記(1)及び(2)における「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

  - (3) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
  - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、税関職員の立会いの下に行なうことができます。
  - (2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
  - (3) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る知的財産の権利者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
  - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

## 認定手続開始通知書（輸出者用）

(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日  
 開始通知 第 号  
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が令和 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

## 記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和 年 月 日		
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 不正競争差止請求権者の氏名又は名称及び住所			
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号  不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項		
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸出差止申立て	有	無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日		

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注：裏面2及び3参照]

2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかるわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。

4. 関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10営業日（延長があった場合は20営業日）以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。

5. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めるることができます。

6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)  
 (住所)  
 (電話番号)  
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
  - (1) 不正競争差止請求権者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
  - (2) 上記(1)の他不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税關へ提出したうえで、税關職員の立会いの下に行なうことができます。
  - (2) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。
  - (3) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税關様式C第5619号）を税關へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
  - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。

## 認定手続開始通知書（差出人用）

令和 年 月 日  
開始通知 第 号  
(開始通知書番号)  
殿

(税関官署の長) 印

貴殿が差し出した国際郵便物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

## 記

1. 郵便物番号			
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS		
3. 名宛人（氏名） (住所)			
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和	年	月 日
5. 疑義貨物	品 名	数 量	
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所			
7. 知的財産の内容			
8. 認定手続を執る理由			
9. 輸出差止申立て	有	無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和	年	月 日

（注）1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。）[注：裏面2及び3参照]

2. 上記9の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記10の期間にかかるわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記7の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10営業日（延長があった場合は20営業日）以内に特許庁長官の意見を聴く求めることができます。

4. 上記9の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
  - (1) 特許権、実用新案権、意匠権、著作権、著作隣接権、育成者権については、業として輸出されるものでないもの
  - (2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸出するものでないもの

（注）上記（1）及び（2）における「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

  - (3) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
  - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。
  - (2) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税關様式C第5619号）を税關へ提出したうえで、当該貨物に係る知的財産の権利者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
  - (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (4) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

## 認定手続開始通知書(差出人用)

(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日  
 開始通知 第 号  
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が差し出した国際郵便物は、関税法第69条の2第1項第4号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

## 記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS	
3. 名宛人(氏名) (住所)		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 不正競争差止請求権者の氏名又は 名称及び住所		
7. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸出差止申立て	有	無
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第4号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注:裏面2及び3参照]

2. 上記9の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記10の期間にかかるわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記9の「輸出差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めるすることができます。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
  - (1) 不正競争差止請求権者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
  - (2) 上記(1)の他不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。
  - (2) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」(税關様式C第5619号)を税關へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
  - (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
  - (4) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

税関様式C 第5620号

知的財産疑義貨物  
認定(処理)連絡書

取扱注意

令和 年 月 日  
認定連絡報 第 号  
(認定連絡書番号)

殿

知的財産調査官  
(知的財産担当官)

認定依頼書番号			
品 名		数 量	内 容
認定結果	<input type="checkbox"/> 侵害物品である		<input type="checkbox"/> 侵害物品とは認められない
輸出者が希望する 自発的処理の内容			
理 由			
備 考			

(規格A4)

税関様式C 第5634号

取扱注意

## 郵便物認定期報書

令和 年 月 日  
認定期報 第 号  
(認定期報書番号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長 印

令和 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号物品（輸出してはならない貨物）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。

おって、貴局における輸出してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品名	数量	内容
備考		
郵便局処理欄	上記の郵便物は、当局において令和 年 月 日 (廃棄、返却) 処理されました。	日付印

(規格A4)

取扱注意

関税法第69条の2第1項第3号・第4号  
該当物品引継書令和 年 月 日  
物品引継 第 号  
(物品引継書番号)

会計課長 殿

発見部門の長(官職)  
(氏名)

下記物品を引継ぎます。

記

品 名	数 量	内 容
処理の内容	<input type="checkbox"/> 任意放棄 <input type="checkbox"/> 没収 (令和 年 月 日)	
蔵置場所の連絡先		
備考		

- (注) 1. 引継物品が没収品である場合には、没収処分のあった日(没収通知書の日付の日)を「処理の内容」欄に記入する。  
2. 引継物品が保税地域等税関官署以外に蔵置されている場合には、その連絡先を「蔵置場所の連絡先」欄に記入する。  
3. 会計課等において処理する際の参考となる事項がある場合には、「備考」欄に記入する。

税関様式C 第5728号

特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書  
(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、特許庁長官意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第69条の7第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。併せて、同法第69条の10（同法第75条において準用する場合を含む。以下同じ）第2項の規定により、当該開始通知書による申立特許権者等への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第69条の10第1項の規定により、当該期間内に特許庁長官意見照会請求がない場合、当該期間経過後、輸出者等が認定手続の取りやめを求めることがあります。

記

## 1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

## 2. 申立特許権者等への通知日

令和 年 月 日

(規格A4)

表面 1 (2) に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立特許権者等の場合

関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求

本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

2. 輸出者等の場合

(1) 関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求

本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 69 条の 10 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。

(イ) 本件通知による延期後の期間末日

(ロ) 関税法第 69 条の 7 第 5 項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

表面 2 の「申立特許権者等への通知日」（以下「通知日」という。）は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

（参考）

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日

十日経過日 通知日から起算して 10 日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月 29 日～1月 3 日））の日数を算入しない。）

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）

なお、上記 2(2)の(ロ)の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

税関様式 C 第 5753 号

経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書  
(申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用)  
(保護対象営業秘密関係)

令 和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、経済産業大臣意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第 69 条の 7 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。併せて、同法第 69 条の 10（同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ）第 2 項の規定により、当該開始通知書による輸出差止申立てが受理された不正競争差止請求権者（以下「申立不正競争差止請求権者」という。）への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、当該期間内に経済産業大臣意見照会請求がない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることがあります。

記

## 1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

## 2. 申立不正競争差止請求権者への通知日

令和 年 月 日

(規格 A4)

表面 1 (2) に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立不正競争差止請求権者の場合

関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求

本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

2. 輸出者等の場合

(1) 関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求

本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 69 条の 10 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。

(イ) 本件通知による延期後の期間末日

(ロ) 関税法第 69 条の 7 第 5 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する経済産業大臣の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

表面 2 の「申立不正競争差止請求権者への通知日」（以下「通知日」という。）は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

（参考）

通知日 申立不正競争差止請求権者が認定手続開始通知を受けた日

十日経過日 通知日から起算して 10 日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月 29 日～1月 3 日））の日数を算入しない。）

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）

なお、上記 2(2)の(ロ)の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

税関様式C 第5804号

## 知的財産侵害疑義物品認定依頼書

取扱注意

令和 年 月 日  
 認定依頼 第 号  
 (認定依頼書番号)

○○○知的財産調査官 殿  
 (知的財産担当官)

発見部門の長 (官職)  
 (氏名)

下記の物品は、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当すると思料されるので、  
 該否の認定を依頼します。

記

品 名	数 量	内 容
輸入申告 (税関提示) 年月日	令和 年 月 日	
輸入申告 (郵便物) 番号		
発見年月日	令和 年 月 日	
輸入申告者名 [又は名宛人名]	(住所) (氏名) (職業)	
発見部門の所見		

(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。

(規格A4)

## 認定手続開始通知書（輸入者用）

令和 年 月 日  
 開始通知 第 号  
 (開始通知書番号)  
 殿

(税関官署の長)

印

貴殿が令和 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

## 記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和 年 月 日		
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有	無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日		

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面2及び3参照]

2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかるわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。

4. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10営業日（延長があった場合は20営業日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。

5. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めるることができます。

6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)  
 (住所)  
 (電話番号)  
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権（商標法第37条第8号に該当する場合に限る。）、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの
  - (2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸入するものでないもの
  - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

（注）上記（1）及び（2）における「業として」又は上記（3）における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

  - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (5) 商標権等に係る並行輸入品
  - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
  - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
  - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

## 認定手続開始通知書(輸入者用)

(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日  
 開始通知 第 号  
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が令和 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記

1. 申告番号		
2. 申告年月日	令和 年 月 日	
3. 疑義貨物	品名	数量
4. 不正競争差止請求権者の氏名 又は名称及び住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号  不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注:裏面2及び3参照]

2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかるわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。

4. 関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10営業日(延長があった場合は20営業日)以内に経済産業大臣の意見を聞くことを求めることができます。

5. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)

(住所)

(電話番号)

(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (2) 上記(1)の他不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
  - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
  - (3) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

## 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）

令和 年 月 日  
開始通知 簡第 号  
(開始通知書番号)  
殿

(税関官署の長)

印

貴殿が令和 年 月 日に輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。なお、期限内に書面の提出がない場合には、当該貨物は、税関により没収・廃棄されることがあります。

## 記

1. 申告番号					
2. 申告年月日	令和	年	月 日		
3. 疑義貨物	品 名	数 量			
4. 申立人の氏名又は 名称及び住所					
5. 知的財産の内容					
6. 認定手続を執る理由					

（注）1. 上記期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合には、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。

2. 上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。

（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。）【注：裏面2及び3参照】

3. 争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記の点検することができる期限にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続の結果については、関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 商標権（商標法第37条第8号に該当する場合に限る。）、育成者権については、業として輸入されるものでないもの
  - (2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸入するものでないもの
  - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

（注）上記（1）及び（2）における「業として」又は上記（3）における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

  - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (5) 商標権等に係る並行輸入品
  - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
  - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
  - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。

## 認定手続開始通知書（名宛人用）

令和 年 月 日  
開始通知 第 号  
(開始通知書番号)  
殿

(税関官署の長) 印

貴殿宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

## 記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 差出人（氏名） (住所)		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸入差止申立て	有	無
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面2及び3参照]

2. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記10の期間にかかるわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記7の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10営業日（延長があった場合は20営業日）以内に特許庁官の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

### 本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権（商標法第37条第8号に該当する場合に限る。）、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの
  - (2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸入するものでないもの
  - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

（注）上記（1）及び（2）における「業として」又は上記（3）における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

  - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (5) 商標権等に係る並行輸入品
  - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。

## 認定手続開始通知書(名宛人用)

(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日  
 開始通知 第 号  
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

## 記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS	
3. 差出人(氏名) (住所)		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 不正競争差止請求権者の氏名 又は名称及び住所		
7. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号  不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸入差止申立て	有	無
10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注:裏面2及び3参照]

2. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記10の期間にかかるわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10営業日(延長があった場合は20営業日)以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めるできます。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (2) 上記(1)の他不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。

## 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）

令和 年 月 日  
 開始通知 簡第 号  
 (開始通知書番号)  
 殿

(税関官署の長)

印

貴殿宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください（裏面3. 参照）。なお、期限内に書面の提出がない場合には、当該貨物は、税関により没収・廃棄されることがあります。

## 記

1. 郵便物番号			
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、		
3. 差出人（氏名） (住所)			
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日		
5. 疑義貨物	品 名		数 量
6. 申立人の氏名又は 名称及び住所			
7. 知的財産の内容			
8. 認定手続を執る理由			

- (注) 1. 上記期限までに輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
- （貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。）【注：裏面2及び3参照】
3. 争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、上記の点検することができる期限にかかるわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)  
 (住所)  
 (電話番号)  
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続の結果については、関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 商標権（商標法第37条第8号に該当する場合に限る。）、育成者権については、業として輸入されるものでないもの
  - (2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸入するものでないもの
  - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

（注）上記（1）及び（2）における「業として」又は上記（3）における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

  - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (5) 商標権等に係る並行輸入品
  - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。

税関様式C 第5821号

知的財産疑義貨物  
認定(処理)連絡書

取扱注意

令和 年 月 日  
認定連絡報 第 号  
(認定連絡書番号)

殿

知的財産調査官  
(知的財産担当官)

認定依頼書番号			
品 名		数 量	内 容
認定結果	<input type="checkbox"/> 侵害物品である		<input type="checkbox"/> 侵害物品とは認められない
輸入者が希望する 自発的処理の内容			
理 由			
備 考			

(規格A4)

取扱注意

関税法第69条の11第1項第9号・第10号  
該当物品引継書令和 年 月 日  
物品引継 第 号  
(物品引継書番号)

会計課長 殿

発見部門の長(官職)  
(氏名)

下記物品を引継ぎます。

記

品 名	数 量	内 容
処理の内容	<input type="checkbox"/> 任意放棄 <input type="checkbox"/> 没収(令和 年 月 日)	
蔵置場所の連絡先		
備考		

- (注) 1. 引継物品が没収品である場合には、没収処分のあった日(没収通知書の日付の日)を「処理の内容」欄に記入する。  
2. 引継物品が保税地域等税関官署以外に蔵置されている場合には、その連絡先を「蔵置場所の連絡先」欄に記入する。  
3. 会計課等において処理する際の参考となる事項がある場合には、「備考」欄に記入する。

税関様式 C 第 5928 号

特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書  
(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)

令 和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、特許庁長官意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第69条の17第1項の規定に基づき通知します。併せて、同法第69条の20第2項の規定により、当該開始通知書による申立特許権者等への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第69条の20第1項の規定により、当該期間内に特許庁長官意見照会請求がない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることがあります。

記

## 1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

## 2. 申立特許権者等への通知日

令和 年 月 日

(規格 A4)

表面 1 (2) に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立特許権者等の場合

関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求  
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

2. 輸入者等の場合

- (1) 関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求  
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。
- (2) 関税法第 69 条の 20 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求  
次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。
- (イ) 本件通知による延期後の期間末日
- (ロ) 関税法第 69 条の 17 第 5 項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

表面 2 の「申立特許権者等への通知日」（以下「通知日」という。）は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

（参考）

通知日	申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日
十日経過日	通知日から起算して 10 日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月 29 日～1月 3 日））の日数を算入しない。）
二十日経過日	税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）

なお、上記 2(2)の(ロ)の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

税関様式 C 第 5953 号

経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書  
(申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用)  
(保護対象営業秘密関係)

令 和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、経済産業大臣意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第69条の17第1項の規定に基づき通知します。併せて、同法第69条の20第2項の規定により、当該開始通知書による輸入差止申立てが受理された不正競争差止請求権者(以下「申立不正競争差止請求権者」という。)への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第69条の20第1項の規定により、当該期間内に経済産業大臣意見照会請求がない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることがあります。

記

## 1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

## 2. 申立不正競争差止請求権者への通知日

令和 年 月 日

(規格 A4)

表面 1 (2) に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立不正競争差止請求権者の場合

関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求  
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

2. 輸入者等の場合

(1) 関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求  
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 69 条の 20 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。

(イ) 本件通知による延期後の期間末日

(ロ) 関税法第 69 条の 17 第 5 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行った旨の通知があつた場合には、同条第 6 項に規定する経済産業大臣の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

表面 2 の「申立不正競争差止請求権者への通知日」（以下「通知日」という。）は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

（参考）

通知日 申立不正競争差止請求権者が認定手続開始通知を受けた日

十日経過日 通知日から起算して 10 日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月 29 日～1月 3 日））の日数を算入しない。）

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）

なお、上記 2(2)の(ロ)の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書  
(過去分重要書類)

過去書類

令和 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

## 申請者

住所

氏名又は名称

印

電話番号

法人番号

代表者氏名(法人の場合)

関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第3項の承認を受けた関税関係書類について、関税法施行規則第1条の4、第8条、第10条及び第11条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第7項の規定の適用を受けたいので同項の規定により届け出ます。

1 届出をする過去分重要書類の種類及び基準日		
書類の種類名称	ファイル形式	基準日 (承認を受けた保存に代える日)
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(1/2)

2 既に承認を受けている装置以外を使用し過去分重要書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、当該装置の概要を記載して下さい。(既に承認を受けている装置を使用する場合は記載不要です。また、この欄は関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項の規定による届出書の記載欄を兼ねています。)

区分	メーカー名	機種名	台数	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
スキャナ・スマートフォン・デジカメ その他( )			台	

### 3 その他参考となる事項

#### 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の実績

(1) 第3条第7項の届出の有無  有  無

(2) 届出書を提出している場合は

① 届出書を提出した年月日 年 月 日

② 届出書を提出した主な書類の種類名称

[ ]

③ 届出書を提出した所轄税務署長等

[ ]

(2/2)

税関様式T第1000-2号

## 経済連携協定関税割当証明書提出猶予申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

印

(署 名)

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第3条第1項ただし書により、下記のとおり同令別表第 第 項に係る関税割当証明書の提出を猶予願いたいので、申請します。

記

関税率表番号	記号及び番号	品 名	数 量
申請の理由		提出猶予期限	

輸入申告番号

輸入申告年月日

- (注) 1. この申請書は2通提出してください。
2. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。

(規格A4)

税関様式 T 第 1010 号

## 変質・損傷減税明細書

あて先  税関長殿	令和 年 月 日	受理番号
提出者 住所 氏名又は名称	印	

申告番号	減税条項該当申告区分
	<input type="checkbox"/> イ. 関税定率法施行令第 条第 項 <input type="checkbox"/> ロ. 関税暫定措置法施行令第 条第 項

1 品 名	2 記 号 番 号	3 数 量
4 輸入許可の年月日及び輸入許可書の番号並びに許可した税関		
5 現在ある場所		
6 変質・損傷の原因		
7 変質・損傷の程度		
8 関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎		

(注) この明細書は、次に掲げる条項に係る減税を受けようとする場合に使用して下さい。

- ①関税定率法施行令第3条第1項、第4項（4の事項は記入不要）
- ②関税定率法施行令第11条第3項、第38条、第41条、第49条、第61条
- ③関税暫定措置法施行令第33条の9第3項、第35条（2の事項は記入不要）

(規格 A 4)

税関様式T 第1020号

申請番号

## 被災貨物届出書

令和 年 月 日

税関長殿

届出者

住所

氏名又は名称

印

災害等により減失（変質、損傷）した貨物について確認を受けたいので、関税定率法施行令第3条の2第1項（第3条の3又は第3条の4）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第18条第1項（第19条の2第1項又は第2項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

被災貨物					被害の状況
記号番号	品名	数量	価格	関税の額 内国消費税の額 地方消費税の額	
輸入許可年月日及び 輸入許可書の番号				被災貨物の置かれていた場所	
その他参考となるべき事項					

## 確認書

令和 年 月 日

上記の届出に基づいて令和 年 月 日検査を終了し相違ないことを確認する。

災害等のやんだ日 令和 年 月 日

税関長

- (注) 1. この届出書には、輸入の許可を受けた貨物のうち、災害等により実際に減失等した貨物として届け出る貨物を記載し、その被災貨物の輸入許可税關に2通提出して下さい。
2. 「輸入許可年月日及び輸入許可書の番号」欄は、被災貨物が特例申告貨物である場合には、「特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号」又は「決定通知書の発出年月日及び決定通知書の番号」と訂正の上、必要事項を記入して下さい。

(規格A4)

税関様式T第1040号

申請番号

## 被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申請者

住所

氏名又は名称

印

関税定率法第10条第2項（第3項又は第4項）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第15条第2項（第3項又は第4項）の規定により関税、内国消費税及び地方消費税の払戻し（減額・控除）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

輸入許可の年月日及び番号	関税等の払戻し（減額・控除）を受けようとする額					計算の基礎
	関 稅	内国消費税		地 方 消 費 税	合 計	
年 月 日	円	円	税 円	円	円	
年 月 日	円	円	税 円	円	円	
年 月 日	円	円	税 円	円	円	
年 月 日	円	円	税 円	円	円	
年 月 日	円	円	税 円	円	円	
災害等のやんだ日						

払戻し 関税等の 受領方法	1. 直接受領			
	銀行名	銀 行	支 店	当座・普通
	2. 銀行振込	口座名義	フリガナ	
	口座番号			
	3. 銀行送金	銀 行 名	銀 行	支 店

- (注) 1. この申請書には、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（被災貨物が特例申告貨物である場合には、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）及び被災貨物についての確認書を添付して下さい。
2. 「輸入許可年月日及び番号」欄は、被災貨物が特例申告貨物である場合には、「特例申告書の提出年月日及び番号」又は「決定通知書の発出年月日及び番号」と訂正の上、必要事項を記入して下さい。
3. 関税等の払戻しを受けようとする場合は、希望する「払戻し関税等」の受領方法の番号を○で囲んで下さい。銀行振込又は銀行送金を希望するときは、振込又は送金に必要な事項を記入して下さい。

(規格A4)

税関様式T 第1050号

申請番号

## 加工・修繕輸出貨物確認申告書

令和 年 月 日  
税関長 殿

申 請 者

住所

氏名又は名称

印

下記の貨物は加工又は修繕のため輸出しますが、貨物を輸入する際関税、消費税及び地方消費税の軽減を受けたいので、関税定率法施行令第5条第1項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第19条の4第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

## 記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状の明細	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
加工又は修繕の明細				
本邦において加工することが困難な理由				
その他参考となるべき事項				
輸出申告書の番号				

- (注) 1. この申告書は2通を輸出申告をする税関官署に提出して下さい。  
 2. 「その他参考となるべき事項」欄には、貨物の輸入の予定時期及び予定地その他関税の軽減を受けるために参考となる事項を記入して下さい。

(規格A4)

受理番号

税関様式T第1060号

## 加工・修繕・組立製品減免税明細書

令和 年 月 日

あて先

税関長殿

申請者

住所

氏名又は名称

印

申告番号	減免税条項該当申告区分
	イ. 関税率率法施行令第5条の2第1項 ロ. 関税暫定措置法施行令第23条第1項 ハ. 関税暫定措置法施行令第31条の3第1項において準用する同令第23条第1項

輸入貨物	記号番号	品名	数量

輸出貨物	記号番号	品名	数量	課税価格 (上記区分がイ又はロの場合に記載)

関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎（上記区分がイ又はロの場合に記載）
加工又は修繕の明細（上記区分がハの場合に記載）

(注) 上記区分がイの場合には、消費税及び地方消費税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎も記載して下さい。

その他参考となるべき事項
--------------

税関様式T第1340号

## 再輸出貨物減免税明細書

あて先  税関長殿
-----------------

令和 年 月 日	受理番号
提出者 住所 氏名又は名称	(印)

申告番号
------

減免税条項該当申告区分
イ. 関税定率法第17条第1項第 号 ロ. 関税定率法第18条第1項

品名	
数量	
輸入の目的	
輸出の予定時期	
輸出の予定地	
使用の場所	

(規格A4)

税關様式 P 第 7700 号

申請番号

## 加工・組立輸出貨物確認申告書

令和 年 月 日

税關長 殿

申 請 者

住所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

印

（署名）

下記の貨物は加工又は組立てのため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第 22 条第 1 項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名				
加工又は組立の概要				
その他参考となる べき事項				
輸出申告書の番号				

(注) 1. この申告書は 2 通を輸出申告をする税關官署に提出してください。

2. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。

(規格 A 4)

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（別紙第三様式）

税関様式 F 第 1260 号  
Customs Form F No.1260自動車通關證明書  
Clearance Certificate of Automobile税關證明第  
Certificate No.  
令和 年 月 日  
Date  
税關 (印)

輸入（譲受）許可年月日 Date of Import (transfer)Permission	輸入（譲受）申告書番号 Import(transfer) Declaration No.	車名 Name	型式 Type	形状 Descriptions On Detail	車台番号（又はシリアル番号） Chassis No.(or Serial No.)
譲渡人氏名 Name of Transferor		輸入（譲受）者住所氏名 Name & Address of Importer(transferee)		代理人住所氏名 Name & Address of Proxy	
注意事項 この証明書は、原則として再発給しないで大切に保管して下さい。 Note : This certificate shall be kept carefully. The certificate is not reissued in principle.					

備考 1. 用紙は白色とし、文字及び画線は黒色とする。  
 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(注) この様式は、大蔵省令第19号（昭和33年4月21日）で定められている。

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>II 記載要領及び留意事項</b> 関税法関係</p> <p><u>関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去書類）</u> (C-9345)</p> <p class="list-item-l1"><u>(1) 申請先税関長</u> 申請先の税関名を○で囲む。(複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を○で囲む)</p> <p class="list-item-l1"><u>(2) 本文</u> 特例輸入者が申請する場合は「関税法第 7 条の 9 第 2 項」及び「関税法施行規則 1 条の 4」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第 67 条の 8 第 2 項」及び「第 8 条」の文字を、それ以外の輸入者が申請する場合は「第 94 条第 3 項」及び「第 10 条」を、それ以外の輸出者が申請する場合は「第 94 条第 3 項」及び「第 11 条」の文字をそれぞれ○で囲む。</p> <p class="list-item-l1"><u>(3) 「1 届出をする過去分重要書類の種類及び基準日」の各欄</u></p> <p class="list-item-l2">イ 「書類の種類名称」欄には、保存しようとする事項に係る書類の種類名称を「契約書」等のように記載する。</p> <p class="list-item-l2">ロ 「ファイル形式」欄には、例えば PDF、JPEG、TIF などのファイル形式を記載する。</p> <p class="list-item-l2">ハ 「基準日」欄には、関税関係書類の電磁的記録をもって当該関税関係書類の保存に代える日として承認を受けた年月日を記載する。</p> <p class="list-item-l1"><u>(4) 「2 既に承認を受けている装置以外を使用し過去分重要書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、当該装置の概要を記載して下さい。(既に承認を受けている装置を使用する場合は記載不要です。また、この欄は関税法第 7 条の 9 第 2 項・第 67 条の 8 第 2 項・第 94 条第 3 項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 7 条第 2 項の規定による届出書の記載欄を兼ねています。)」欄</u></p> <p class="list-item-l2">イ 「区分」欄には、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載する。</p> <p class="list-item-l2">ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、記録装置の</p>	<p style="text-align: center;"><b>II 記載要領及び留意事項</b> 関税法関係</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>メーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。</p> <p>ハ 「設置場所」欄には、記録装置の設置場所を記載する。</p> <p>(5) 「3 その他参考となる事項」欄には、国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の届出の有無及び届出書を提出している場合は、①届出書を提出した年月日、②届出書を提出した主な書類の種類名称及び③承認した所轄税務署長等を記載する。</p>	
<p>関税定率法関係</p> <p>変質・損傷減税明細書（T-1010）</p> <p>(削除)</p>	<p>関税定率法関係</p> <p>変質・損傷減税明細書（T-1010）</p>
<p>被災貨物届出書（T-1020）</p> <p>(削除)</p>	<p>「減免税条項該当申告区分」欄には、関税の軽減を受ける根拠法令の条項を記載する。例えば、変質、損傷等の場合の減税の場合は、「関税定率法第10条第1項」、當農用機械類の用途外使用に伴う関税の軽減の場合は、「関税暫定措置法第10条」と記載する。</p> <p>被災貨物届出書（T-1020）</p> <p>特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日及び輸入許可書の番号」欄に特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号を記載する。</p>
<p>被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書（T-1040）</p> <p>(削除)</p> <p>「関税等の払戻し（減額・控除）を受けようとする額」欄には、被災貨物届出書の「被災貨物」の欄に記載されている「<u>関税の額 内国消費税の額 地方消費税の額</u>」で税関の確認を受けたもの（<u>関税等の払戻し（減額・控除）を受けようとする具体的な要求額</u>）を記載する。</p> <p>「計算の基礎」欄には、<u>関税等の払戻し（減額・控除）を受けようとする具体的な要求額の計算の基礎</u>となった算出方式を記載する。具体的な払戻し額（減額・控除）の証明として、被災貨物について保険会社の調査資料等がある場合には、これを添付する。</p>	<p>被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書（T-1040）</p> <p>特例申告貨物にあっては、「輸入許可の年月日及び番号」欄に、特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号を記載する。</p> <p>「記号番号」、「品名」、「数量」、「価格」及び「<u>関税の額</u>」の各欄には、被災貨物届出書の「被災貨物」の欄に記載されている「記号番号」等で税関の確認を受けたものを記入する。</p> <p>「<u>関税の払戻し（減額・控除）を受けようとする額及びその計算の基礎</u>」欄には、<u>関税の払戻し（減額・控除）を受けようとする具体的な要求額を記載し、かつ、その要求額の計算の基礎</u>となった算出方式を明らかにする。具体的な払戻し額（減額・控除）の証明として、被災貨物について保険会社の調査資料等がある場合には、これを添付する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>加工・修繕・組立製品減免税明細書（T-1060）</p> <p>「<u>関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎</u>」欄には、申告に係る製品の<u>関税等の額</u>から軽減されるべき減税額を明記し、その計算の基礎となった算式を記載する。</p> <p>軽減税率<u>等</u>適用明細書（T-1670）</p> <p>(省略)</p>	<p>加工・修繕・組立製品減免税明細書（T-1060）</p> <p>「<u>関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎</u>」欄には、申告に係る製品の<u>関税額</u>から軽減されるべき減税額を明記し、その計算の基礎となった算式を記載する。</p> <p>軽減税率適用明細書（T-1670）</p> <p>(同左)</p>